



緊急事態宣言へ

首都圏、大阪軸に調整

緊急事態宣言を出す際の主な流れ



対象地域の知事が権限を持つ主な措置のポイント

- ▶ 不要不急の外出の自粛要請
- ▶ 学校や映画館などの使用停止や制限の要請・指示
- ▶ 医薬品などの強制収用
- ▶ 臨時医療施設のための土地や建物の使用。同意なしも可
- ▶ 食品や医薬品など物資の売り渡し、保管命令。応じない場合は罰則規定もある

安倍晋三首相は新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正特別措置法（新型コロナ特措法）に基づき、緊急事態宣言を発令する意向を固めた。6日午後に発令を準備すると表明し、早

ければ7日に宣言を出して8日から効力を発生させる方向だ。対象地域は東京を含む首都圏や大阪、兵庫を軸に調整する。複数の政府関係者が6日、明らかにした。感染が全国的かつ急速

に広がる中、国内対応は重大な局面を迎えた。

首相は速やかに専門家で構成する諮問委員会に諮つた上で、宣言を出す段取りを描く。発令すれば、不要不急の外出自粛要請に法的根拠ができるが、強制力を持つロックダウン（都市封鎖）は行えない。オーバーシュート（爆発的患者急増）などで、医療提供体制が崩壊する事態を回避する狙いがある。

宣言は、都道府県を単位とする区域や期間を明示。対象地域の知事は社会機能

にまん延し、国民生活や経済に甚大な被害を及ぼす段階に入ったと判断した。同法による発令は初めてで、私権制限を伴う措置が可能となる。世界的に感染が広がる中、国内対応は重大的な局面を迎えた。

首相官邸は新型コロナウイルス感染症対策本部会合を6日夕に開催。首相はこれに先立ち、特措法担当の西村康稔経済再生担当相や諮問委員会の尾身茂会長から状況説明を受ける見通しだ。兵庫は一部となる可能性もある。大島理森衆院議長は自民、立憲民主両党の国対委員長と会談し7日以降に政府から国会報告を受ける方針を申し合わせた。

Q 新型コロナウイルス特措法 2013年に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法の適用対象に新型コロナウイルス感染症を追加した改正法。3月13日に成立した。国や都道府県の責務などを規定している。特措法に基づく政府対策本部の本部長を務める首相が「緊急事態宣言」を発令すれば、都道府県知事は法的根拠を持って外出やイベント自粛などの要請・指示を出すことができる。与野党は改正に当たり、発令の際は国会に原則として事前報告すると付帯決議に盛り込んだ。

や医療の崩壊を防ぐため①不要不急の外出の自粛要請②学校や映画館などの使用停止や制限の要請・指示③医薬品などの強制収用などができるようになる。食品や医薬品など物資の売り渡し、保管命令も可能で、応じない場合は罰則規定もある。

首相官邸は新型コロナウイルス感染症対策本部会合を6日夕に開催。首相はこれに先立ち、特措法担当の西村康稔経済再生担当相や諮問委員会の尾身茂会長から状況説明を受ける見通しだ。兵庫は一部となる可能性もある。大島理森衆院議長は自民、立憲民主両党の国対委員長と会談し7日以降に政府から国会報告を受ける方針を申し合わせた。